

仙台市東二番丁小学校PTA（父母教師会）会則

第1章 総則

- 第1条** 本会は、仙台市立東二番丁小学校PTA（父母教師会）と称し、事務局を同校内におく。
- 第2条** 本会は、仙台市立東二番丁小学校の児童の父母（父母に代わるものを含む）及び教職員を持って組織する。
- 第3条** 本会の会員は、役員選挙及び被選挙権並びに所定の会合に出席して発言する権利を有し本会の費用を分担する義務を有する。
- 第4条** 本会の活動運営を民主化し、効率化するために、本会に専門委員会並びに学年委員会を置く。
- 第5条** 前条に規定による専門委員会並びに学年委員会の設置運営に関する事項は、別にこれを定める。

第2章 目的及び活動

- 第6条** 本会は、会員相互の提携協力により、児童の福祉を増進し、学校教育及び社会教育に寄与することを目的とする。
- 第7条** 本会は、児童の健全な育成を主目的として行動する民主団体であるから、宗派または政党に偏した行動をとることはできない。
- 第8条** 本会は自治独立の団体であるから、他のいかなる団体からも、支配や干渉を受けてはならない。
- 第9条** 本会は、学校の問題に関しては、校長・教職員及び市教育委員会と協議し、その任務に協力するために、意見をのべ資料を提供するが学校行政に干渉してはならない。
- 第10条** 本会は、第6条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 学校と家庭との緊密な連絡提携
 2. 教育環境の改善
 3. 教育の振興に関する調査研究並びに提言
 4. 児童の保護および学習の奨励援助
 5. 児童及び青少年の補導
 6. 会員相互の教養研さん
 7. 講演会、講習会、懇談会、音楽会及び映画会等の開催
 8. その他本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 役職員

第11条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長3名以内 会計2名以上 幹事2名以内 事務長1名 監事2名

第12条 役員は代議委員会において選出し、総会の承認をうける。代議委員については別にこれを定める。

第13条 本会に書記若干名を置く。

第14条 書記は会長がこれを委嘱する。

第15条 役員及び書記は、次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これを代理する。
3. 会計は、本会の会計を掌理する。
4. 監事は、本会の会計監査に当たる。
5. 事務長は、本会の事務を掌理する。
6. 幹事は、会務を分掌する。
7. 書記は、本会の庶務及び会計事務に当たる。

第16条 役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。補欠によって就任した役員の任期は、残任期間とする。役員は、任期満了後といえども、後任者が決まるまではその職務を行うものとする。

第17条 本会に顧問・参与を置くことができる。顧問・参与は役員会において推挙し、総会に諮って会長が委嘱する。顧問は、本会の諮問に応ずる。

参与には校長をあて、本会の会合に出席し、会務執行について助言することができる。

第4章 会合

第18条 本会の会合は、総会および役員会、運営委員会とする。

第19条 総会は年2回とする。但し役員会並びに運営委員会において必要と認めるとき、並びに会員の3分の1以上の要求があったときは臨時に総会を開くことができる。総会においては、活動の計画、経費の予算、会費の決定、会則の改正、その他会務の運営に関して協議決定する外、学芸を参観したり、教育に関する事項を連絡研究し懇談をする。

第20条 役員会は本会の執行機関であって、本会の運営について責任を負う。

第21条 運営委員会は、役員及び専門委員会の正副委員長、学年委員長の正副委員長をもって構成し、必要に応じてこれを開き、会務の運営に関して連絡協議する。

第22条 総会及び役員会、運営委員会は会長がこれを招集し議長はその都度出席者中からこれを選出する。

第23条 役員並びに運営委員はその定数の3分の1以上の同意があれば、会長に対して会合の開催を要求することができる。会長が前項の規定によって会合開催の要求を受けたときは、速やかに会合を開かねばならない。

第24条 書記および特に会長から出席を求められた者は会合に出席し、意見を述べ又は説明をすることができる。ただし、決議に加わることはできない。

第25条 会合の議事は出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は議長がこれを決定する。出席者が少数の場合は次の会合まで決議を延期することができる。

第26条 会合の議事については、書記においてその要点を記載した議事録を作成し、出席者2名以上の署名を受けなければならない。

第5章 会 計

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第28条 本会の経費は、会費、協力金及びその他の収入をもってこれに充てる。会費は普通会費及び臨時会費の二種とし、普通会費は毎月、臨時会費は臨時必要の都度、会員からこれを徴収する。

第29条 役貧困その他特別の事情あるものについては、会長は役員会に諮って、会費の負担を減免することができる。

第30条 本会の収入及び支出は、総て本会の歳入歳出予算に編入しなければならない。

第31条 会長は総会の決議を経て予算の追加又は更正を為すことができる。

第32条 本会の金銭及び財産は第6条に定めた目的達成以外の目的の為に試用することはできない。

第33条 役予算、決算及び出納に関すること、その他会計に関する細則は役員会に諮って、会長が別にこれを定める。

第34条 監事は年度中間において1回以上本会の出納その他会計事務の監査をしなければならない。決算が完了したときは、監事の監査を受けなければならない。

第34条 この会則に定めたものの外、本会の運営上必要な事務規定は、役員会に諮って、会長が別にこれを定めることができる。

付則

この会則は昭和60年3月9日からこれを実施する。

この会則は平成6年3月4日から改正実施する。

この会則は平成16年2月28日から改正実施する。

会計に関する規定

会則第 33 条の規定により、役員会の決議を経て会計に関する規定を次のように定める。

- 第 1 条** 本会の会計事務は会則に定めたものの外、この規定の定めるところによって処理する。
- 第 2 条** 監本会の歳入歳出予算は毎年度開始前に会長において総務委員会及び運営委員会に諮って立案し、第一回総会に付議する。
- 第 3 条** 歳入歳出の年度区分は市の例による。
- 第 4 条** 歳入歳出予算は経常部、臨時部の二部に大別し、さらにこれを款項に区分し算出根基を明確にしなければならない。予算には予算の不足を補うため及び予算外に生じた支出に充てるために予備を設けなければならない。
- 第 5 条** 会費その他の収入金は、会計がこれを受領し収入簿に月別に一括した金額を記載しなければならない。
- 第 6 条** 支出する場合は書記において支出決済簿を作成して所要の事項を記載し、関係書類を添えて会長の決済を受けなければならない。
- 第 7 条** 支出の決済を受けても支出の予算がないとき及び費用流用ができないときは、会計は支出をしてはならない。
- 第 8 条** 会計は債主以外の者に対しては支出することはできない。但し領収書を徴することが不適當又は不能と認められる謝礼金・見舞金・郵便通信料金等についてはこの限りではない。
- 第 9 条** 会計が支出したときは領収書を徴さなければならない。但し前条但し書きの場合はこの限りではない。
- 第 10 条** 歳出予算の各款の金額は総会の同意がなければ流用することはできない。但し各項の金額に過不足を生じた場合に限り、急を要する支出は役員会にはかつて流用することができる。
予備費をもって補充支出する場合は総会の同意を得なければならない。但し急を要する場合は役員会にはかつて支出することができる。
- 第 11 条** 工事又は物品の購入契約その他の契約をする場合は、書記において見積書を徴し施行伺書を作成して会長の決済を受けなければならない。但し、1 件 5 万円以下のものについては、見積書貼付を省略することができる。
- 第 12 条** 会計は、歳入歳出簿を備えて予算科目別に、予算額・収入額及び支出額を記入し、予算の施行状況を明瞭にしなければならない。
- 第 13 条** 会計は、歳入歳出簿の外に現金出納簿を備えて、現金の出納を記載し、その状況を明瞭にしなければならない。
- 第 14 条** 会計は、当年度の出納事務を毎年年度末をもって締切り、決算書を作成し、証拠書類を添えて会長にこれを提出しなければならない。

第15条 会長が決算書の提出を受けたときは監事の監査を受けて、総務委員会及び運営委員会・役員会を経て総会にこれを報告する。

第16条 本会に属する金銭は、会計において、銀行に預金し、必要ある都度これを払い戻すようにする。

第17条 収入支出の関係書は、会計において予算科目毎に区分し、順次に編綴し、5カ年間は保存しなければならない。

第18条 会計監査のために監事から会計に関する書類及び帳簿の提出を求められたときは会計は何時でもこれを提出し閲覧に供さねばならない。

第19条 監事が会計監査をしたときはその結果を会長に報告しなければならない。

第20条 会計が交替するときは、会長、監事が立合いの上後任者に事務の引継ぎを行う。

付則

この規定は昭和60年3月9日からこれを実施する。

専門委員会の設置に関する規定

会則第4条及び第5条の規定により、総会の決議を経て、専門委員会の設置に関する規定を次のように定める。

第1条 本会に次の5つの専門委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 広報委員会
3. 福利厚生委員会
4. 保健体育委員会
5. 校外指導委員会

第2条 前条の規定による専門委員会の所管事項は次のとおりとする。

1. 総務委員会 各委員会の統合調整と年間計画及び予算の立案その他、他の委員会に属さない事項。
2. 広報委員会 広報活動に関する事項
3. 福利厚生委員会 児童並びに会員の福利に関する事項
4. 保健体育委員会 児童並びに会員の健康増進、体位の向上に関する事項
5. 校外指導委員会 児童の交通安全に関する事項、校外における健全育成

第3条 各専門委員会は委員の若干名をもって組織する。専門委員は会長がこれを委嘱する。専門委員の任期は一年とし再任をさまたげない。但し任期満了といえども後任者ができるまではその職務を行うものとする。

第4条 専門委員会は会長の諮問に应ずる外、自主的にその委員会に属する事項の調査、研究、企画及び執行に当たり会長に対して意見を具申することができる。

第5条 各専門委員会に委員長、副委員長を置く。委員長及び副委員長は各専門委員の互選とする。

第6条 専門委員会の委員長はその会に属する事務を統括し、その会を代表する。副委員

長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはこれを代理する。

第7条 専門委員会は必要に応じて臨時会合を開く。委員長は専門委員会を招集し、その座長となる。

会長において必要があるときは委員長に対して会合の開催を要求することができる。専門委員は委員の過半数の同意があれば委員長に対して会合の開催を要求することができる。委員長が前2項の規定によって、会合の開催要求を受けたときは、その要求に従って会合を開き、その旨を会長・事務長に連絡する。

第8条 2つ以上の専門委員会に関係ある活動が生じたときは委員長は関係委員会の委員長と協議し合同の会合を開くことができる。この場合の座長は出席者の協議によって決定する。

第9条 会合の議事は出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は議長がこれを決める。

第10条 専門委員会において協議の結果必要と認めたときは、委員長は会長に対して役員会または運営委員会の開催を要求することができる。

第11条 会合を開くときは、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員及び会長及び事務長に連絡しなければならない。

第12条 会長及び委員長から出席を求められた者は会合に出席して発言することができる。但し、決議に加わることはできない。

第13条 この規定に定めたものの外、専門委員会の運営に関し必要な事項は各専門委員会において適宜に定めることができる。

付則

この規定は昭和60年3月9日からこれを実施する。

この規定は平成13年3月1日から改正実施する。